



赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

ごあいさつ

平素は、赤十字事業の推進に格別のご支援、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。和歌山県支部では、県内の個人や法人の皆様方からご協力いただいております赤十字活動資金は、災害時における救護活動の展開や近い将来必ず発生し、甚大な被害を及ぼすと言われている「南海トラフ地震」に対して、救護班員の養成・研修及び救護資材や備蓄品の整備などの活動を日々すすめているところです。

更には、応急手当の知識や技術を伝える救急法や高齢者の家庭生活の一助となる健康生活支援講習などの各種講習会の開催や、赤十字ボランティアの育成など、皆様のいのちと健康を守るための事業に活用させていただいております。

これらの日本赤十字社の活動を安定して行うためには、皆様方からの継続的なご支援が必要不可欠となります。

何卒、赤十字の趣旨をご理解いただき、活動資金へのご協力をお願い申し上げます。

日本赤十字社和歌山県支部長

日本赤十字社では、人道のもと、このような**活動**を行っています。



国内災害救護



国際活動



救急法等の講習



青少年赤十字



赤十字ボランティア



日本赤十字社の活動にご協力頂いた場合は、下記のとおり「**税制上の優遇措置**」や「**表彰制度**」を設けております。



税制上の優遇措置（寄付金控除等）

赤十字の活動資金にご協力頂いた場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

個人：確定申告することで、所得税や住民税※の控除が受けられます。

※和歌山県では、他府県では殆ど適用されていない住民税（県民税及び市町村民税）の控除が適用されます。
その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額の4%が寄付者のその年の県民税額から控除され、更に6%が寄付者のその年の市町村民税から控除されます。

法人：寄付金の額を損金に算入することができます。

表彰制度

【日本赤十字社の表彰制度】

区別	表彰基準
銀色有功章	一時又は累計で、20万円以上を納められた個人・法人等
金色有功章	一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等
日本赤十字社社長感謝状	金色有功章受章後、一時又は累計で、50万円以上を納められた個人・法人等

【国の表彰制度】

区別	表彰基準
厚生労働大臣感謝状	一時又は同一年度内に累計で、100万円以上を納められた個人、又は300万円以上を納められた法人
紺綬褒章	一時又は分納により、500万円以上を納められた個人、又は1,000万円を納められた法人



銀色有功章



金色有功章（個人）



社長感謝状



厚生労働大臣感謝状



紺綬褒章

【お問い合わせ】ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

和歌山県支部

〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1番22号
TEL.073-422-7141 / FAX.073-422-7148

<https://www.jrc.or.jp/chapter/wakayama/>